

改正案	現行
<p>（任命権者への再就職の届出等） 第二十六条（略）</p> <p>2 法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした職員は、当該届出に係る第四項第三号及び第六号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならぬ。</p> <p>3（略）</p> <p>4 法第百六条の二十三第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>四 再就職の約束をした日以前の職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）</p> <p>イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日</p> <p>ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日</p> <p>ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日</p>	<p>（任命権者への再就職の届出） 第二十六条 法第百六条の二十三第一項の規定による届出をしようとする職員は、内閣官房令で定める様式に従い、任命権者に届出をしなければならぬ。</p> <p>2 法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした職員は、当該届出に係る第四項第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならぬ。</p> <p>3 法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした職員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならぬ。</p> <p>4 法第百六条の二十三第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 生年月日</p> <p>三 官職 （新設）</p>

- 五 (略)
- 六 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容
(約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 再就職先の名称及び連絡先
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助 (以下「センターの援助」という。)の有無
- 十四 センターの援助以外の離職後の就職の援助 (最初に職員となつた後に行われたものに限る。以下この号及び第二十九条第三項第十三号において「センター以外の援助」という。)を行つた者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容 (センター以外の援助がなかつた場合には、その旨)
- 5 第二項又は第三項の規定による届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が法第百六条の二十三第三項に規定する管理職職員 (以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。
- 6 第三項の規定は、法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした管理職職員であつた者 (離職後二年を経過しない者に限り、法第百六条の二十四第一項の規定による届出をした者を除く。)について準用する。この場合において、第三項中「届出に」とあるのは「法第百六条の二十三第一項の規定による届出に」と、「約束が効力を失つた」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなつた」と、「任命権者」とあるのは「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を経由して、内閣総理大臣」と読み替へるものとする。

- 四 再就職の約束をした日
(新設)
- 五 離職予定日
- 六 再就職予定日
- 七 再就職先の名称
- 八 再就職先の業務内容
- 九 再就職先における地位
- 十 求職の承認の有無
- 十一 官民人材交流センターによる離職後の就職の援助 (以下「センターの援助」という。)の有無
(新設)
- 5 第二項又は第三項の規定による届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理職職員 (以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。
(新設)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出)
第二十九条 (略)

2 第二十六条第二項及び第三項の規定は、

法第百六条の二十四第一項の規定による届出をした者(離職後二年を経過しない者に限る。)について準用する。この場合において、第二十六条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を経由して、内閣総理大臣」と、同条第二項中「第四項第三号及び第六号から第十一号まで」とあるのは「第二十九条第三項第七号から第十号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失った」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなった」と読み替えるものとする。

3 法第百六条の二十四第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の官職
- 四 職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日(以下「離職前の求職開始日」という。)(離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨)
 - イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
 - ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
 - ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出)

第二十九条 法第百六条の二十四第一項の規定による届出をしようとする管理職職員であった者は、内閣官房令で定める様式に従い、離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を経由して、内閣総理大臣に届出をしなければならない。

2 第二十六条第二項及び第三項の規定は、法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした者(管理職職員であった者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。)及び法第百六条の二十四第一項の規定による届出をした者(離職後二年を経過しない者に限る。)について準用する。この場合において、第二十六条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を経由して、内閣総理大臣」と、同条第二項中「第四項第三号及び第五号から第九号まで」とあるのは「第四項第六号から第九号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失ったとき」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなったとき」と読み替えるものとする。

3 第二十六条第四項(第四号を除く。)の規定は、法第百六条の二十四第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第二十六条第四項第三号中「官職」とあるのは「離職時の官職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と読み替えるものとする。

求した日

五 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容

六 離職日

七 再就職予定日

八 再就職先の名称及び連絡先

九 再就職先の業務内容

十 再就職先における地位

十一 求職の承認の有無

十二 センターの援助の有無

十三 センター以外の援助を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容（センター以外の援助がなかつた場合にはその旨）

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出）

第三十四条 第二十九条第一項の規定は法第六十二条の二十四第二項の規定による届出をしようとする管理職職員であつた者について、第二十九条第三項の規定は法第六十二条の二十四第二項の政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条第三項第七号中「再就職予定日」とあるのは、「再就職日」と読み替へるものとする。

（内閣総理大臣による報告等）

第三十五条 （略）

2 法第六十二条の二十五第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第六十二条の二十三第三項の規定による通知に係る者 次に掲

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出）

第三十四条 第二十六条第四項（第四号を除く。）及び第二十九条第一項の規定は、法第六十二条の二十四第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第二十六条第四項第三号中「官職」とあるのは「離職時の官職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と、同項第六号中「再就職予定日」とあるのは「再就職日」と読み替へるものとする。

（内閣総理大臣による報告等）

第三十五条 法第六十二条の二十五第一項の規定による報告のうち法第六十二条の二十三第三項の規定による通知に係るものは、当該通知に係る者が離職した時点で当該通知に係る約束が効力を失つていない場合において、当該通知に係る者が離職した時に行うものとする。

2 法第六十二条の二十五第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 通知又は届出に係る氏名

ト	再就職日又は再就職予定日（法第百六条の二十四第二項の規
ヘ	離職日
ホ	離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容
ニ	離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）
ハ	離職時の官職
ロ	離職時の年齢
イ	氏名
項	法第百六条の二十四の規定による届出に係る者 次に掲げる事
ク	センターの援助の有無
ケ	求職の承認の有無
コ	再就職先における地位
カ	再就職先の業務内容
キ	再就職先の名称
ク	再就職日又は再就職予定日
ケ	離職日
コ	再就職の約束をした日
ヘ	約束前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日があつた場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容）
ホ	再就職の約束をした日
ニ	約束前の求職開始日（約束前の求職開始日があつた場合には、その旨）
ハ	離職時の官職
ロ	離職時の年齢
イ	氏名
二	離職時の年齢
三	離職時の官職
四	離職日
五	再就職日又は再就職予定日
六	再就職先の名称
七	再就職先の業務内容
八	再就職先における地位
九	求職の承認の有無
十	センターの援助の有無

定による届出に係る者にあつては、再就職日)

- チ 再就職先の名称
- リ 再就職先の業務内容
- ヌ 再就職先における地位
- ル 求職の承認の有無
- ヲ センターの援助の有無

(在職機関の公表事項)

第三十八条 法第百六条の二十七第四号の政令で定める事項は、次の

各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第百六条の二十三第一項の規定による届出に係る者 次に掲げる事項
 - イ 離職時の年齢
 - ロ 離職時の官職
 - ハ 約束前の求職開始日(約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨)
 - ニ 再就職の約束をした日
 - ホ 約束前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容(約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容)
 - ヘ 離職日
 - ト 再就職日
 - チ 再就職先の名称
 - リ 再就職先の業務内容
 - ヌ 再就職先における地位
 - ル 求職の承認を得た日
 - ヲ 求職の承認の理由
- 二 法第百六条の二十四の規定による届出に係る者 次に掲げる事項

(在職機関の公表事項)

第三十八条 法第百六条の二十七第四号の政令で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

- 一 離職時の年齢
- 二 離職時の官職
- 三 離職日
- 四 再就職日
- 五 再就職先の名称
- 六 再就職先の業務内容
- 七 再就職先における地位
- 八 求職の承認を得た日
- 九 求職の承認の理由

- イ 離職時の年齢
- ロ 離職時の官職
- ハ 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）
- ニ 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容
- ホ 離職日
- ヘ 再就職日
- ト 再就職先の名称
- チ 再就職先の業務内容
- リ 再就職先における地位
- ヌ 求職の承認を得た日
- ル 求職の承認の理由

（非常勤職員等に関する特例）

第四十六条 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員（以下この条及び次条において「非常勤職員等」という。）については、法第百六条の二第一項、第百六条の三第一項、第百六条の四第九項、第百六条の二十三、第百九条第十八号及び第百十二条各号の規定は、適用しない。

2 (略)

3 (略)

（非常勤職員等に関する特例）

第四十六条 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員（以下「非常勤職員等」という。）については、法第百六条の二第一項、第百六条の三第一項、第百六条の四第九項、第百六条の二十三、第百九条第十八号又は第百十二条各号の規定は、適用しない。

2 法第百六条の二第一項の他の職員には、非常勤職員等を含まないものとする。

3 法第百六条の四第九項及び第百九条第十八号の規定の適用については、法第百六条の四第一項中「職員であつた者であつて離職後」とあるのは、「職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）であつた者であつて離職後」とする。

4 第二十六条第四項第四号、第六号及び第十四号、第三十五条第二項第一号へ並びに第三十八条第一号ホの職員には、非常勤職員等を含まないものとする。

第四十七条 法第六十六条の四第一項から第四項まで、第九十九条第十四号から第十七号まで及び第一百三十三条第一号の規定の適用については、法第六十六条の四第一項中「職員であつた者であつて離職後」とあるのは、「職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。））、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。」であつた者であつて離職後」とし、法第六十六条の二十四及び第一百三十三条第二号の規定の適用については、法第六十六条の二十四第一項中「管理職職員であつた者」とあるのは、「管理職職員（

臨時的職員及び条件付採用

期間中の職員を除く。次項において同じ。）であつた者」と、「次項」とあるのは「同項」とする。

2 (略)

(新設)

第四十七条 法第六十六条の四第一項から第四項まで、第九十九条第十四号から第十七号まで及び第一百三十三条第一号の規定の適用については、法第六十六条の四第一項中「職員であつた者であつて離職後」とあるのは、「職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。））、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。」であつた者であつて離職後」とし、法第六十六条の二十四及び第一百三十三条第二号の規定の適用については、法第六十六条の二十四第一項中「管理職職員であつた者」とあるのは、「管理職職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。））、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）であつた者」とする。

2

次に掲げる者には、非常勤職員等を含まないものとする。

- 一 法第六十六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員に類する者として第十二条に定めるもの
- 二 法第六十六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職として第十三条に定めるものに就いていた時に在職していた局等組織に属する役員に類する者として第十四条に定めるもの
- 三 法第六十六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役員に類する者として第十七条に定めるもの
- 四 法第六十六条の四第四項の在職していた行政機関等に属する役員に類する者として第十九条に定めるもの
- 五 法第九十九条第十四号の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員に類する者として第三十九条に定めるもの
- 六 法第九十九条第十五号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定

3

第二十九条第三項第四号及び第五号（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）、第三十五条第二項第二号ホ並びに第三十八条第二号ニの職員には、非常勤職員等を含まないものとする。

する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職として第四十条に定めるものに就いていた時に在職していた局等組織に属する役員に類する者として第四十一条に定めるもの

七 法第九十六条第十六号の局長等としての在職機関に属する役員に類する者として第四十三条に定めるもの

八 法第九十六条第十七号の在職していた行政機関等に属する役員に類する者として第四十五条に定めるもの

（新設）